

議案第102号

藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

平成30年11月29日可決

藤岡市長 新井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表夜間看護等手当の部中「6,800円」を「7,300円」に、「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に、「5,400円」を「5,840円」に、「2,640円」を「2,840円」に、「2,320円」を「2,480円」に、「1,600円」を「1,720円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（夜間看護等手当の内払）

- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された夜間看護等手当は、新条例の規定による夜間看護等手当の内払とみなす。